

国立大学法人東京農工大学大学院連合農学研究科教育規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学大学院連合農学研究科教育規則を次のとおり改正する。

現行	改正
<p>本則 (他の大学院等の単位の修得) 第5条 (略)</p> <p>2 前条第2項の規定により本学の工学府又は生物システム応用科学府の博士後期課程において修得した単位がある場合は、2単位を限度として、第3条第2項に規定する選択科目の単位数に算入することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>第14条 この規程に定めるもののほか、研究科の教育研究指導に関し必要な事項は、研究科教授会が別に定める。</p> <p>2 研究科に関する事務は、国立大学法人東京農工大学府中地区事務部で処理する。</p>	<p>本則 (他の大学院等の単位の修得) 第5条 (略)</p> <p>2 前条第2項の規定により本学の工学府の博士後期課程又は生物システム応用科学府の博士後期課程若しくは一貫制博士課程(3年次から5年次までに限る。)において修得した単位がある場合は、2単位を限度として、第3条第2項に規定する選択科目の単位数に算入することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>第14条 この規程に定めるもののほか、研究科の教育研究指導に関し必要な事項は、研究科教授会の議を経て別に定める。</p> <p>2 研究科に関する事務は、国立大学法人東京農工大学府中地区事務部連合農学研究科事務室で処理する。</p>

附 則 (連規則第1号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第14条第2項の改正規定は、平成26年10月1日から適用する。